

京 都 大 学 大 学 院 理 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 入学候補者の決定は、研究科会議で行う。</p> <p>第3 転学、転科及び転専攻</p> <p>第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 本研究科学生で、特に研究の必要上転専攻を志望する者には、欠員のある場合に限り、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p><u>第3条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>第3 転学、転科及び転専攻</p> <p>第4条 } 2 } (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>